

「かがわ食品イノベーション研究会」規約

(目的)

第1条 本研究会は、香川県の食品製造業が長年にわたって培ってきた技術を基盤に、食品製造技術の高度化、人材育成・技能伝承等を支援し、もって会員企業の新製品開発・新分野進出に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、「かがわ食品イノベーション研究会」と称する。

(事業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するために次の事業に取り組む。

- (1) 食品製造技術に関する勉強会の開催
- (2) 食品製造技術に関する情報の収集と会員への提供
- (3) 食品製造技術に関する会員相互の情報交換
- (4) その他、本会の目的の達成に必要な事業

(会長)

第4条 本会の会長は、香川県産業技術センター所長とする。

(会員)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 香川県に事業所等を置く食品関連企業・団体
- (2) 本会の活動に賛同する大学等教育機関、公的機関の職員

(会費)

第6条 会費は無料とする。

(助言者)

第7条 本会には、目的達成に必要な専門知識を有するアドバイザーを置くことができる。

(事務局)

第8条 本会の運営を行うため、事務局を香川県産業技術センターに置く。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、令和6年9月20日から施行する。

本会の活動は、5年ごとに継続か終了を検討する。